省　令

○総務省令第十三号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百四十七条第一項の規定に基づき、地方自治法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月九日

総務大臣　山本　早苗

地方自治法施行規則の一部を改正する省令

地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

別記歳出予算に係る節の区分の表中「副市町村長並びに」の下に「教育長」を、「人事委員会の」の下に「常勤の」を加える。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）附則第二条第一項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合においては、この省令の規定による改正前の地方自治法施行規則別記歳出予算に係る節の区分の表は、なおその効力を有する。